

大阪市北区役所マスコットキャラクター着ぐるみ使用（承認・不承認）通知書

大北（ ）第 号
年 月 日

申請者 様

大 阪 市 北 区 長 印

年 月 日付けで申請のあった、大阪市北区役所マスコットキャラクター着ぐるみの使用については、次のとおりです。

記

行 事 名		
受 付 番 号		
使 用 の 可 否		承 認 ・ 不 承 認
使 用 す る も の		北区マスコットキャラクター着ぐるみ（カジュアル・タイプ [°] ・ フォーマル・タイプ [°] ）
主 催 者	名 称	
	所 在 地	
	代 表 者	
使 用 期 間		年 月 日（ ）～ 年 月 日（ ）
使 用 場 所		

【承認条件ほか】

- 1 使用に際しては、要領中の遵守事項等に則り適切に使用し、当該行事以外に使用しないこと
- 2 借用書の内容に変更が生じた場合は、更新内容を反映した借用書を速やかに提出し、再度承認手続きを行うこと
- 3 申請書類等の内容と著しい相違が認められるとき、その他不適當と認められる行為があったときは、北区はその承認を取り消し、以後の申請に対して承認しない
- 4 再承認手続きにより承認要件を満たさなくなると認められるときは、北区は先の承認を取り消す
- 5 承認が取り消されたことにより、主催者に損害が生じた場合、当該損害は主催者が負うものとする
- 6 承認が取り消されたことにより、北区に損害が生じた場合、当該損害は主催者が負うものとする
- 7 着ぐるみの使用に起因した事故等に対し、北区はその責めを負わない
- 8 着ぐるみ使用後は、カビが生えるのを防ぐため空気にあてて乾燥させること
- 9 返却後は、使用状況について「着ぐるみ使用結果報告書（様式第4号）」により使用状況の写真を添えて、北区長に報告すること